









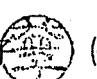


副本

平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件  
原告 崔 鳳泰ほか10名  
被告 国

証 拠 説 明 書 (7)

平成22年4月21日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人	福	光	洋	
	益	子	浩	
	島	田	順	二  (代)
	山	本	文	土  (代)
	安	部	憲	明  (代)
	舟	津	龍	一  (代)
	川	口	耕一	朗  (代)
	関	口		昇  (代)
	北	郷	恭	子  (代)
	小	川		伸  (代)
	鴨	下		誠  (代)

略語等は、答弁書等の例による。

号証	標目 (作成者等)	原本 写し の 別	作成 年月日	立証趣旨
乙第179号証	文書624「拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸」 (下関入国管理事務所長)	写し	S27. 11.19 10.30	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第180号証	文書638「日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)」 (外務省北東アジア課)	写し	S37.12.2 5	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第181号証	文書639「日韓会談における船舶問題の処理方針」 (外務省)	写し	S39	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第182号証	文書375「旧在日朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金」 (外務省北東アジア課長、法務省民事局第5課長、外務省アジア局長))	写し	S37.2.7 2.28 2.15 2.15 2.27	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第183号証	文書376「日韓関係想定問答」 (大蔵省理財局外債課)	写し	S37.2.26	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。
乙第184号証	文書453「日韓会談首席代表非公式会合記録(第11-15回)」 (外務省北東アジア課長)	写し	S39.7.16 7.23 8.13 8.20 8.27	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由1)。

	ア課)			
乙第185号証	文書525「日韓 会談重要資料集」 (外務省アジア局 北東アジア課)	写 し	S35.4.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第186号証	文書526「日韓 会談重要資料集 (続)」 (外務省アジア局 北東アジア課)	写 し	S37.7.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第187号証	文書531「日韓 会談問題別経緯 (2)(漁業問題) (その3)」 (外務省アジア局 北東アジア課)	写 し	S39.11.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第188号証	文書533「日韓 会談問題別経緯 (4)(一般請求 権問題)」 (外務省アジア局 北東アジア課)	写 し	S37.7.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第189号証	文書609「朝鮮 関係船舶の引渡問 題について」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第190号証	文書615「船舶 会談の対策打合 会」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第191号証	文書619「船舶 問題」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第192号証	文書824「韓国 によるだ捕漁船の 問題について」 (大蔵省)	写 し	S37.12.1 3	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第193号証	文書830「日韓 漁業問題の解決策	写 し	S38.7.11	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部

	について」 (外務省北東アジア課)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第194号証	文書833「外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)」 (外務省北東アジア課、外務省、農林水産省)	写し	S38.7.24 7.25 7.25 7.29	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第195号証	文書968「池田総理、朴正熙議長会談要旨」 (外務省北東アジア課、外務省アジア局)	写し	不詳 不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第196号証	文書971「日韓請求権問題」 (外務省条約局法規課、北東アジア課、小坂外務大臣など)	写し	S36. 11.6 11.6 11.7 11.7 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第197号証	文書1043「日韓国交調整処理方針」 (外務省アジア局アジア二課)	写し	S27.11.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第198号証	文書1044「日韓関係調整方針」 (外務省)	写し	S30.12.3 0	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第199号証	文書1047「日韓関係調整に関する関係閣僚了解」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第200号証	文書1048「日本国と大韓民国と	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	の間の基本的関係を設定する条約要綱」 (外務省)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第201号証	文書1049「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第202号証	文書1053「日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)」 (外務省、アジア局アジア第二課)	写し	S28.6.11.6.9	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第203号証	文書1056「日韓交渉処理方針」 (外務省アジア局アジア第二課)	写し	S28.7.9	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第204号証	文書1060「日韓交渉処理方針」 (外務省アジア第二課長)	写し	S28.11.17	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第205号証	文書1061「日韓会談双方主張の現状」 (外務大臣)	写し	S28.10.22	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第206号証	文書1064「日韓関係」 (外務省アジア第二課)	写し	S29.1.11	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第207号証	文書1066「日韓会談再開に関する	写し	S29.5.18 5.25	情報公開法5条3号、4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	る提案」 (外務省アジア局 第五課)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第208 号証	文書1069「李 大統領による吉田 首相訪韓招請工作 説について」 (外務省アジア第 五課、中川アジア 局長)	写 し	S29. 10. 8 10. 12 10. 12	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第209 号証	文書1146「在 日韓国人の法的地 位及び処遇関係」 (外務省、法務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第210 号証	文書1166「日 韓予備交渉(第2 6-30回会合)」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S38.2. 8 2. 14 2. 21 3. 7 3. 9 3. 14	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第211 号証	文書1167「日 韓予備交渉(第3 1-40回会合)」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S38.3. 22 3. 28 4. 4 4. 11 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第212 号証	文書1297「焼 却日銀券」 (大蔵省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第213 号証	文書1299「在 外財産と渉外債 務」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第214 号証	文書1300「日 韓請求権問題に関 する分割処理の限 界」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第215 号証	文書1301「相 互放棄の表現方式	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部

	について」 (外務省)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第216 号証	文書1304「日 韓請求権問題の種 々相」 (外務省アジア第 二課)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第217 号証	文書1305「韓 国のステイタスと 我が国の立場」 (外務省)	写 し	S28.1.18	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第218 号証	文書1308「日 韓請求権の計数的 比較」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第219 号証	文書1309「韓 国の地金銀返還要 求」 (外務省)	写 し	S28.11.1 3	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。
乙第220 号証	文書1310「韓 国の対日請求権の 内容」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由1)。